

諮問文及び諮問理由

国道総第495号
令和7年3月13日

社会資本整備審議会
会長 安永 竜夫 様

国土交通大臣 中野 洋昌
(公 印 省 略)

諮 問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、令和7年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を承りたい。

令和7年度予算新規事業化候補箇所

事業名	都道府県等
一般国道44号 ほっかいどう おうだん 北海道横断自動車道 べつ ぼ お ぼろ 別保尾幌道路	北海道
一般国道36号 しらおい にし 白老西拡幅	北海道
一般国道13号 よこ て きた 横手北道路	秋田県
一般国道112号 やまがたみなみ 山形南道路	山形県
一般国道22号 めいぎ いちのみや いちのみや きそがわ 名岐道路(一宮～一宮木曾川)	愛知県
一般国道201号 ゆく はし みやこ行橋バイパス	福岡県
一般国道57号 くま もと かんじょう れんらく 熊本環状連絡道路	熊本県、熊本市
一般国道58号 ぎ の わん 宜野湾道路	沖縄県

諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1（3）①直轄事業」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

令和7年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価にあたり、同要領に掲げる「学識経験者等の第三者から構成される委員会等」として、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。

国社整審第 147 号
令和 7 年 3 月 13 日

道路分科会

分科会長 石田 東生 殿

社会資本整備審議会

会長 安永 竜夫

令和 7 年度予算に係る道路事業の新規事業採択時評価について（付託）

令和 7 年 3 月 13 日付け国道総第 495 号により当審議会に諮問された令和 7 年度予算に係る道路事業の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、道路分科会に付託します。